（運転者等台帳）

第九条の五　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者にあっては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ～ハ　（略）

六～八　（略）

九　運転者にあっては、第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十　（略）

２・３　（略）

（貨物軽自動車運転者等台帳）

第九条の六　貨物軽自動車運送事業者（四輪以上の軽自動車を使用して貨物を運送する事業者に限る。以下この条及び第三十三条の二において同じ。）は、運転者等ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一　作成番号及び作成年月日

二　事業者の氏名又は名称

三　運転者等の氏名、住所及び生年月日

四　運転者等が初めて運行の業務に従事した年月日

五　運転者にあっては、次条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

２　貨物軽自動車運送事業者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の貨物軽自動車運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

３　貨物軽自動車運送事業者は、特定自動運行保安員が転任、退職その他の理由により特定自動運行保安員でなくなった場合には、直ちに、当該特定自動運行保安員に係る第一項の貨物軽自動車運転者等台帳に特定自動運行保安員でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

（従業員に対する指導及び監督）

第十条　（略）

２　貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

一　（略）

二　運転者として新たに雇い入れた者（貨物軽自動車運送事業者にあっては、運転者として初めて事業用自動車に乗務する者）

三　（略）

３～５　（略）

（運行管理者等の選任）

第十八条　一般貨物自動車運送事業者等は、法第三条の許可を受けた後、速やかに、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しな

（運転者等台帳）

第九条の五　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一～四　（略）

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ～ハ　（略）

六～八　（略）

九　運転者に対しては、第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十　（略）

２・３　（略）

（新設）

（従業員に対する指導及び監督）

第十条　（略）

２　一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

一　（略）

二　運転者として新たに雇い入れた者

三　（略）

３～５　（略）

（運行管理者等の選任）

第十八条　一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業